

審査基準

年 月 日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第60条第2項において準用する第44条
処分の概要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問い合わせ先：
備考：